我々一同は今回此解雇手当勤続手当の増額を要求したのである
困窮工材主が…方の財産を投じて居るに比較して見れば実に今回の解雇は、それ！氷
人並な要求なのである。然も四十年も古い工材としてこの解雇それは、全く不当な要求である。
ここで要求又利益は会社の利益の要求にして ストライキに依って全従業員の利益を守るなら
従業工材主と称する。
そして吾々の要求を当局は [illegible] の要求を拒絶せんとするものである
諸君は全労働者諸氏の協力ある御援助と同情を乞ふ

昭和五年十月二十三日

広小大嶋町
東京 鉄工所 争議団

別記（三）

市民諸君に訴へて東京鉄工所の不当解雇と工場閉鎖の暴力を暴露す

親愛なる市民諸!! 我々は [illegible] 事実を暴露して [illegible] 横暴の御批判を乞ふ [illegible] 工材は [illegible] 三材に [illegible] を起すに至りました。 [illegible] 事実であります。
△東京鉄工所は [illegible] の指定工場で [illegible] の [illegible] 者を [illegible] 旨 [illegible] しるの [illegible] を [illegible] されて居るのであります。 [illegible] の [illegible] であります。 [illegible] 居るのであります。それも [illegible]
陸海軍の指定工場として この不況時にも [illegible]
安全として [illegible] を解雇と暴露したのである。
△ここで私達はいまや東京工材主、伊勢の温情主 [illegible] を以て極めたのであります。吾々は [illegible] の失業状態の
中へ [illegible] 勤続十余年の功労者を [illegible] 解雇 [illegible] ではないか。
△六七人の家族を抱へた者をかこの才まで失業者として街頭へ投げ出されることは死刑を意味するものである。
吾々は [illegible] で [illegible] 解雇の取消しを嘆願しても拒絶され、これは争
議を起すの止むなきに至りました。
△私達は事ここに至るまで幾回も [illegible] を捨てて [illegible] のですが [illegible] のであり
ます。

別記（四）

△ [illegible] 坊ちやんや嬢ちやんがおありでせう。子供は [illegible] することも出来ない、その上に四季の
着物も要ない私達も [illegible] なその [illegible] を持つ者であります。
力 [illegible] 深刻な苦痛がかにあるでしようか。
△私ともはいたつらに [illegible] せんとするものではありません、失業者の深刻に追はれて最后のものを
求めて [illegible] して居るものであります。
△是非とも御 [illegible] 下さいまして [illegible] と御援助を [illegible] 次第であります。

昭和五年十月二十日

日本労働組合全国協議会
[illegible] 二材 [illegible]
東京鉄工所争議団

1930 十月二九日 No1

ニュース

國際鉄工所
六名ヲ首切リ
其ノ上一週間ノ工場
閉鎖 [illegible]

[illegible] 十月二十四日午后一時工材ハ組長 [illegible]
[illegible]

三、勤続手当ヲ要求セヨ
一年未満 三十日分
一年以上二年未満 [illegible] 加算
二年以上三年未満 [illegible] 加算
三年以上四年未満 [illegible] 加算
四年以上一年ヲ増ス毎ニ [illegible] 加算
四、今後解雇及減給ヲセザル事
五、今後 [illegible] ヲセザル事
六、今後ノ [illegible] 二対シテ解雇者ヲ優先
権ヲ与ヘル事
七、[illegible]